第十八条中「、第三十二条第三項及び第三十二条の三第三項」を「及び第三十二条第三項」に改める。

第十九条を削り、第二十条（見出しを含む。）中「法第三十二条の二第一項」を「法第三十一条第一項」に改め、同条を第十九条とする。

別記様式第九号を次のように改める。

**様式第９号**（第18条関係）

○　○

甲

収　去　証

| 記　号 | |
|---|---|
| 番　号 | |

1　被収去者の住所又は営業所所在地
2　被収去者の氏名又は法人名
3　収去品名
4　収去数量
5　収去目的
6　収去日時　平成　年　月　日　前・午後　時
7　収去場所

健康増進法第27条第１項（同法第29条第２項及び第32条第３項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、上記のように収去する。

平成　年　月　日

収去者　所属庁 / 職 / 所属庁印　氏　名㊞

備考

※教示事項について（別紙）参照

備考
1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列５番又はＡ列６番とする。
2　所属庁印は、赤色とする。
3　この用紙は、甲片及び乙片の２片とする。
4　乙片にはとじ目の切断線を設けず、かつ、所属庁印及び㊞を省略するとともに、「収去証」を「収去証（控）」と、「甲」を「乙」と印刷するものとする。

○　○

（別紙）

＜教示＞

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、○○に対して□□をすることができる（処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は除く。）。

この処分に対する取消訴訟については、△△を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる（処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は除く。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならない（裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は除く。）。

＜参照条文＞

○健康増進法（平成14年法律第103号）（抄）

（特別用途食品の検査及び収去）

第27条　内閣総理大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に特別用途食品の製造施設、貯蔵施設又は販売施設に立ち入らせ、販売の用に供する当該特別用途食品を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において当該特別用途食品を収去させることができる。

２～５　（略）

（権限の委任）

第35条　（略）

２　（略）

３　内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

４・５　（略）

備考
1　教示文言中の「○○」には、収去者の所属庁を踏まえ、「内閣総理大臣」、「都道府県知事」、「保健所設置市」又は「特別区」と記載するものとする。
2　教示文言中の「□□」には、収去者の所属庁を踏まえ、「審査請求」又は「異議申立て」と記載するものとする。
3　教示文言中の「△△」には、収去者の所属庁を踏まえ、「国（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）」、「都道府県」、「保健所設置市」又は「特別区」と記載するものとする。

（沖縄総合事務局組織規則の一部改正）

**第四条**　沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第四十条第二号中「及び」を「並びに食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第六項に規定する食品表示基準（酒類に係るものを除く。第九十四条の表において「食品表示基準」という。）及び飲食料品以外の」に改める。

第九十四条の表那覇農林水産センターの項から石垣農林水産センターの項までの所掌事務欄第三号中「及び」を「並びに食品表示基準及び飲食料品以外の」に改める。

（消費者庁組織規則の一部改正）

**第五条**　消費者庁組織規則（平成二十一年内閣府令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第四号中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改め、「から第三項まで」及び「及び第二項」を削り、「同条第四項」を「同条第三項」に、「立入検査」を「物件の提出の要求並びに立入検査及び質問」に改め、同条第五号中「栄養表示基準及び同法第三十二条の二第一項に規定する」及び「及び第三十二条の三第一項」を削り、「同法第三十二条第二項及び第三十二条の三第二項」を「同条第二項」に、「同法第三十二条第三項及び第三十二条の三第三項」を「同条第三項」に改め、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六　食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第六項に規定する食品表示基準に関すること（同法第六条第一項及び第三項の規定による指示、同条第五項及び第八項の規定による命令並びに同法第八条第一項の規定による報告の徴収及び物件の提出の要求並びに立入検査、質問及び収去の実施に係るものに限る。）。